

(第75号議案)

中野区立公園条例(昭和33年中野区条例第22号)新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第27条 (略)				第1条～第27条 (略)			
附 則				附 則			
1～5 (略)				1～5 (略)			
(使用料の額等の特例措置)							
6 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「2000円」とあるのは「1000円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。							
別表第1～別表第4 (略)				別表第1～別表第4 (略)			
別表第5(第24条、第25条関係)				別表第5(第24条、第25条関係)			
(1) 有料施設の利用料金				(1) 有料施設の利用料金			
種別	単位		限度額	種別	単位		限度額
野球場	1面1回(2時間以内)		<u>4,000円</u>	野球場	1面1回(2時間以内)		<u>4,200円</u>
庭球場	1面1回(1時間以内)		<u>1,100円</u>	庭球場	1面1回(1時間以内)		<u>1,000円</u>
弓道場	個人使用の場合	1回(3時間30分以内)	<u>1,210円</u>	弓道場	個人使用の場合	1回(3時間30分以内)	<u>900円</u>
	団体貸切使用の場合	午前(午前9時から午後0時)	<u>12,100円</u>		団体貸切使用の場合	午前(午前9時から午後0時)	<u>9,000円</u>

		時30分まで)	
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	<u>18,100円</u>
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	<u>24,700円</u>
		全日(午前9時から午後9時30分まで)	<u>47,800円</u>
集会場	(略)	(略)	
自動車駐車場	(略)	(略)	

備考 (略)

(2) 附属施設の利用料金

種別	附属施設	単位	限度額
弓道場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	1,000円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	1,000円
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	1,000円
野球場 庭球場	会議室	午前(午前9時から午後0	<u>600円</u>

		時30分まで)	
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	<u>13,500円</u>
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	<u>18,400円</u>
		全日(午前9時から午後9時30分まで)	<u>35,700円</u>
集会場	(略)	(略)	
自動車駐車場	(略)	(略)	

備考 (略)

(2) 附属施設の利用料金

種別	附属施設	単位	限度額
弓道場	会議室	午前(午前9時から午後0時30分まで)	1,000円
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	1,000円
		夜間(午後6時から午後9時30分まで)	1,000円
野球場 庭球場	会議室	午前(午前9時から午後0	<u>400円</u>

		時30分まで)	
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	<u>600円</u>
		夜間(午後5時30分から午後9時まで)	<u>600円</u>

		時30分まで)	
		午後(午後1時30分から午後5時まで)	<u>400円</u>
		夜間(午後5時30分から午後9時まで)	<u>400円</u>

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場	ビームライフル機器	1回	200円
野球場	照明設備	30分以内	<u>1,800円</u>
庭球場	照明設備	30分以内	300円

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場	ビームライフル機器	1回	200円
野球場	照明設備	30分以内	<u>1,600円</u>
庭球場	照明設備	30分以内	300円

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に別表第3に掲げる多目的運動場について改正後の附則第6項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までに掲げる有料施設(集会場及び自動車駐車場を除く。)、附属施設及び附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、別表第3及び改正後の別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定に同項の規定を適用した場合の別表第3及び別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。
- 3 この条例の施行の際現に使用の承認(前項に規定する場合の使用の承認を除く。)を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。